

第80回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

(2025年7月1日～2026年6月30日)

1. 事業報告

新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

2. 連結計算書類

連結持分変動計算書
連結注記表

3. 計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ゼロ

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において職務執行の対価として交付された当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行するうえで支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの徹底のために、コンプライアンス行動規範を制定する。
- ・当社グループのコンプライアンスを含むリスク・マネジメントに係る審議機関として当社代表取締役会長を委員長とし、当社業務執行取締役にて構成されるリスク管理委員会を設置し、当社グループが関係する法令全般の遵守を含み、これに限らない広範囲な企業リスクに対し、グループとして取り組んでいく。
- ・リスク管理委員会の傘下に、傘下委員会として事業法規関連委員会、一般法規・経営環境委員会、事業運営委員会及び危機対応委員会を設置する。各傘下委員会の委員長は当社業務執行取締役または執行役員の中から選任することとし、関係する部署の担当管理職から傘下委員会の事務局メンバーを指名し、各傘下委員会毎に割り当てられた企業リスクを管理する。
- ・監査部は、当社グループのコンプライアンスに関するリスク管理委員会及び各傘下委員会からの報告内容を、内部監査実施時に活用する。内部監査の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ・組織的または個人的な法令違反行為等に関する当社グループの従業員等からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報者保護規程を定めた上、内部通報制度を設置する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・社内の重要情報の漏洩及び社外の重要情報の不正持込を防止し、もって社業の発展に資することを目的として情報管理規程を定める。
- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全ての企業リスクについては、リスク管理委員会の設置を含めたリスク管理体制を構築し対応する。
- ・災害、品質、システム、情報セキュリティ、日常事務及び車両運行管理等への対応を含む日常的リスクの監視並びに個別対応については、業務分掌に基づき当社グループの各部門が、規程・マニュアルの制定、研修の実施等を含め、担当する。また、かかる日常的リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会、傘下委員会または執行役員会に報告するものとする。

- ・リスク管理委員会及び各傘下委員会は当社グループの各部門による上記活動をサポートするとともに、企業活動に重大な影響を与える組織横断的なリスク及び突発的なリスクの監視並びに全社的な対応を担当する。また、かかるリスクが発生した場合には、直ちにリスク管理委員会に報告するものとする。
- ・監査部は、当社グループのリスク管理の状況に関するリスク管理委員会及び各傘下委員会からの報告内容を、内部監査実施時に活用する。内部監査の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ・リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理の状況に関する重要な事項を、定期的に取り締役会に報告するものとする。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役、執行役員等によって構成される執行役員会を設置し、当社グループの基本戦略、事業計画、諸施策並びにグループ経営に重大な影響を与える個別案件を協議審議する。
- ・当社グループ全体が共有する目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を業務執行取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化する。取締役会は定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社並びに親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、親会社からの経営の独立を保ちつつ、親会社の企業集団の中で当社の役割を最大限に発揮できるよう、親会社との間で定期的に会議体を設け、情報の共有化を図る。
- ・当社グループにおける内部統制の構築を目指し、経営企画部を当社子会社の内部統制に関する担当部署と位置づけるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ・当社取締役、部署長及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ・内部監査は、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、当社グループの財産の保全並びに経営効率の向上を図り、もって社業の発展に寄与することを目的とする。

⑥ 当社子会社の取締役・使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は当社子会社に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査部等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務を実施する際には、取締役、所属部長の指揮命令を受けないものとし、優先して監査役の指揮命令を受けるものとする。なお、当該使用人の人事考課は独立して行うものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ・ 監査役は次に掲げる社内の重要会議に出席し、経営情報ほか各種情報の報告を受ける。
 - (1) 取締役会
 - (2) 執行役員会

⑩ 当社子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・ 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑪ 当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、当社監査役に対して報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の方針に関する事項

- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要なでない場合を除き、その費用を負担する。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、公正・客観的視点で実態を正確に把握し、不祥事等各種リスク発生の未然防止・危機対応体制充実に向けコンプライアンスの徹底を図り、当社グループの健全な経営、発展と社会的信頼の向上に留意して、もって株主の負託と社会の要請にこたえるため、監査役監査基準を定める。
- ・ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

⑭ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・ 当社及びグループ各社は金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑮ 反社会的勢力排除に向けた基本方針とその体制

- ・ 当社及びグループ各社は市民社会の秩序や安全並びに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。
- ・ 反社会的勢力に対しては、総務部を社内窓口部署とし、情報の一元管理、警察、関係行政機関等との緊密な連携などに努め、毅然とした態度で臨み、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

- ・コンプライアンスの強化・充実を図るため、役員および社員を対象に、対象者や職責に応じた各種コンプライアンス研修を実施いたしました。
- ・当社およびグループ社員を対象にコンプライアンスに関する周知・啓発活動を実施し、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- ・内部通報制度の実効性を確保するため、社内窓口および社外窓口を設け、適切に運用いたしました。

② リスクマネジメント

- ・リスク管理委員会傘下の各委員会において、組織横断的なリスクおよび突発的なリスクへの対応を行うとともに、リスク管理に関する啓発活動を実施いたしました。
- ・情報セキュリティ対策の一環として、不注意による情報漏えいや不審なメールによるウイルス感染事例を用いた注意喚起を行うとともに、eラーニングによる情報セキュリティ教育および標的型メール訓練を実施し、従業員の情報セキュリティ意識の向上を図りました。

③ 財務報告に係る内部統制

- ・財務報告の適正性および信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。

④ 内部監査

- ・当事業年度の内部監査計画に基づき、社長直轄部門である監査部が当社および連結子会社を対象に内部監査を実施し、その結果を代表取締役および取締役会へ報告するとともに、必要な改善状況の確認を行いました。

連結持分変動計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分									非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素				利益 剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
				在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融資産	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計				
当期首残高	3,390	3,465	△528	241	437	－	679	35,894	42,901	629	43,530
当期利益							－	7,212	7,212	△11	7,201
その他の 包括利益				193	108	145	447		447	76	524
当期包括利益	－	－	－	193	108	145	447	7,212	7,660	65	7,725
剰余金の配当							－	△2,565	△2,565	△432	△2,998
株式報酬取引等		62	23				－		86		86
自己株式の取得			△0				－		△0		△0
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替						△145	△145	145	－		－
連結範囲の変動				11			11		11	64	76
所有者との 取引等合計	－	62	23	11	－	△145	△133	△2,420	△2,467	△367	△2,835
当期末残高	3,390	3,528	△505	447	545	－	993	40,687	48,093	327	48,420

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

株式会社ゼロ・プラス関東、株式会社ゼロ・プラス九州、株式会社ゼロ・プラス西日本、株式会社ゼロ・プラス中部、株式会社ゼロ・プラス東日本、荻田港海陸運送株式会社、東洋物産株式会社、株式会社九倉、株式会社ジャパン・リリーフ、株式会社ワールドウインドウズ、有限会社新和陸送、株式会社ゼロ・プラスBHS、陸友物流（北京）有限公司、株式会社ゼロ・プラスIKEDA、株式会社ソウイング、株式会社ゼロ・プラス・メンテナンス、Zero Management(Thailand)Co.,Ltd.、Auto Carrier(Thailand)Co.,Ltd. 他5社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

3. 連結範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、Zero Management(Thailand)Co.,Ltd.及びAuto Carrier(Thailand)Co.,Ltd.の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

4. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

持分法適用関連会社の名称

TC Zero Company Private Limited 他2社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用の関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、主として当該関連会社の事業年度に係る計算書類を使用し、決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象の影響については調整を行っております。当該関連会社の報告期間の末日は3月末日であります。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

(i) 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの要件をともに満たす金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記いずれにも分類されないものについては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、資本性金融資産は利益剰余金に振り替えております。なお、資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当連結会計年度の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

当社グループは、連結会計年度の末日ごとに金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

② デリバティブ

当社グループは、金利変動等によるリスクに対処するため、金利スワップ等のデリバティブ契約を必要に応じて締結しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、デリバティブの取得に直接起因する取引コストはすべて発生時に純損益として認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その変動は通常、純損益で認識しております。

なお、上記のデリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、販売までに要する見積販売費用等を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、購入原価、仕入諸掛費用等を含んでおります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定を除き、各資産の残存価額控除後の取得原価は、それぞれの耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	2－38年
・機械装置及び運搬具	2－17年
・工具、器具及び備品	2－10年

なお、耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② 無形資産

(a) のれん

のれんは、子会社の取得時に認識しております。のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) その他の無形資産

(i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できる無形資産については、それぞれの耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の耐用年数は以下のとおりであります。また、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

・ソフトウェア	5年
・顧客関連資産	13－16年
・その他	5年

なお、耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ リース

当社グループは、IFRS第16号に基づき、借手のリースについて、単一の会計モデルを使用し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース又は少額資産リースになる場合を除き、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しております。

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値として測定しております。使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整して当初測定しております。連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。使用権資産とリース負債を認識した後は、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る金利費用が計上されます。

当社グループは、使用権資産のリース期間は、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加えて見積っております。また、当該使用権資産に係るリース負債に適用している割引率は、借手の追加借入利子率を使用しております。使用権資産は、原資産の所有権が借手に移転する場合、原資産の耐用年数にわたり、それ以外の場合は原資産の耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

④ 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。また、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産の見積耐用年数（2～38年）に基づく定額法により減価償却を行っております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(4) 従業員給付

(a) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(b) 退職後給付

確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除し算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産の純額の再測定額は、発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生時に全額をその期の損益として処理しております。

(5) 収益の計上基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引金額を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主な役務の提供による収益は、自動車の輸送、人材派遣、港湾荷役、一般消費財輸送などにより計上されるものであります。

これらの取引のうち、原則として商品・保管物等の引き渡し時点において顧客がその支配を獲得し、履行義務を充足するものは、当該商品・保管物等を引き渡した時点で収益を認識しております。この他、一定期間にわたる役務の提供である請負契約取引などについては、原則として一定期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。

主な物品の販売による収益は、中古車輸出販売であります。契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 992百万円

当連結会計年度の主な内訳は、当社の連結子会社である株式会社ゼロ・プラス関東の繰延税金資産381百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異、繰越税額控除および繰越欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しております。当該回収可能性の判断は、当社および子会社の事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としておりますが、当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

特に、株式会社ゼロ・プラス関東の事業計画は、売上高の予測に用いた売上高成長率、売上原価の大部分を占める人件費の将来予測といった主要な仮定に影響を受ける可能性があります。

そのため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅱ．連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	123百万円
土地	503百万円
計	627百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,262百万円

Ⅲ．連結損益計算書に関する注記

非金融資産の減損損失の戻入れ

過去年度（2024年6月期）に減損損失を計上した海外関連事業セグメントの足利パーツロジスティクスセンター（倉庫）の使用権資産について、当該使用権資産のセグメントを一般貨物事業に変更したうえで、新たな賃貸先を開拓したところ、主要部分の賃貸先が決定し、2026年1月からの本稼働も順調に推移しております。このことで収益性の向上が確認できたこと等により、減損の戻入れの兆候が認められたため、減損損失を計上しなかった場合の帳簿価額を上限として、341百万円の減損損失戻入を計上いたしました。認識した当該減損損失戻入は、連結損益計算書の「売上原価」に含まれています。回収可能価額450百万円は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前割引率8.6%により現在価値に割り引いて算定しております。

(a) 減損損失戻入れ金額

使用権資産	341百万円
-------	--------

Ⅳ．連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	17,560,242	－	－	17,560,242
自己株式 (注 1, 2, 3)				
普通株式	791,921	59	35,000	756,980

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託 (BBT、BBT-RS) が保有する当社株式601,300株が含まれております。

3 普通株式の自己株式の減少35,000株は、株式給付信託 (BBT-RS) から取締役等に付与したポイントに応じた株式給付による減少35,000株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年9月26日 定時株主総会 (注 1)	普通株式	1,657	96.90	2025年 6月30日	2025年 9月29日
2026年2月12日 取締役会 (注 2)	普通株式	974	56.00	2025年 12月31日	2026年 3月13日

(注) 1 2025年9月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT、BBT-RS)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が保有する自社の株式に対する配当金33百万円が含まれております。

2 2026年2月12日取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT、BBT-RS)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が保有する自社の株式に対する配当金33百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	1,467	84.30	2026年 6月30日	2026年 9月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT、BBT-RS)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が保有する自社の株式に対する配当金50百万円が含まれております。

V. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、経営の健全性・効率性を堅持し、持続的な成長を実現するため、安定的な財務基盤を構築及び維持することを資本管理の基本方針としております。

事業資金はグループ各社の収益力及びキャッシュ創出力を維持強化することによる営業キャッシュ・フローによって賄うことを基本として、事業上の投資、配当等による株主還元、有利子負債の返済を実施しております。

(2) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、経営活動において財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）にさらされており、当該リスクを回避又は低減するために、社内の一の方針に基づきリスク管理を行っております。当社グループの方針として、デリバティブは実需取引のリスクヘッジを目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。また、当社経理部は、これら財務上のリスク状況のモニタリングを行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクとは、契約相手先が債務を履行できなくなったことによる財務上の損失リスクであります。当社グループは、与信管理及びリスク管理規程に従い、営業債権及びその他の債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書における金融資産の減損後の帳簿価額となっております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

(4) 流動性リスク管理

当社グループは、期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクにさらされております。当社グループでは、年間事業計画に基づく資金繰計画を適時に作成、更新するとともに、十分な手元流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。また、当社は取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、資金の流動性・安定性の確保に努めております。

(5) 市場リスク管理

① 為替変動リスク

当社グループは、一部の外貨建の輸出入取引・外国間取引により、外国通貨の対日本円での為替変動リスクにさらされております。当連結会計年度において、為替変動リスクにさらされているエクスポージャーは僅少であるため当社グループに与える影響は重要ではないと考えており、感応度分析は行っておりません。

② 金利変動リスク

金利変動リスクの内容及び管理方針

変動金利の借入金は金利変動リスクにさらされております。当社グループは、金利変動リスクに対して、必要に応じて金利スワップ取引を利用してヘッジすることとしています。

③ 株価変動リスク

株価変動リスクの内容及び管理方針

当社グループは、取引先等の業務上の目的で上場株式を保有しており、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに対しては、時価や発行企業の財務状況等を定期的にモニタリングして保有状況を適宜見直しております。

(6) 金融商品の公正価値

① 金融資産及び金融負債の種類別の帳簿価額及び公正価値

本項において、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を「FVTPL金融資産」、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産を「FVTOCI金融資産」と記載しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産		
その他の金融資産	1,101	1,099
公正価値で測定される金融資産		
FVTPL金融資産：その他の金融資産	176	176
FVTOCI金融資産：その他の金融資産	1,076	1,076
合計	2,355	2,352
償却原価で測定される金融負債		
その他の金融負債	114	114
合計	114	114

(注) 現金及び現金同等物、預入期間が3ヶ月を超える定期預金、営業債権、営業債務、短期借入金等の流動項目は、短期間で決済され帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、上表に含めておりません。

② 公正価値の算定方法

(デリバティブを除くその他の金融資産)

FVTOCI金融資産に分類されるその他の金融資産として、上場株式は取引所の市場価格によっており、非上場株式は将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似の株式に係る相場価格に基づく評価技法及びその他の評価技法を用いて算定しております。償却原価で測定される金融資産に分類されるその他の金融資産は、主として敷金及び保証金であり、元利金（無利息を含む）の合計額を新規に同様の差入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

③ 連結財政状態計算書において認識されている公正価値測定の高エラルキー

次の表は連結財政状態計算書において公正価値で測定されている金融商品について、測定を行う際に用いたインプットの重要性を反映した公正価値高エラルキーのレベルごとに分析したのとなっております。

レベル1：同一の資産又は負債についての活発な市場における公表価値

レベル2：直接に又は間接に観察可能な公表価格以外のインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
FVTPL金融資産：その他の金融資産	—	—	176	176
FVTOCI金融資産：その他の金融資産	945	—	131	1,076
合計	945	—	308	1,253

公正価値高エラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期末日に発生したものとして認識することとしております。なお、当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありまません。

レベル3に分類される金融商品は、客観的な市場価格が入手できないものであります。これらの公正価値の測定は、類似の株式に係る相場価格に基づく評価技法及びその他の評価技法を用いて算定してあります。

レベル3に分類された金融商品については、公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象となる各金融商品の評価方法を決定し、公正価値を算定してあります。その結果は適切な権限者がレビュー、承認してあります。

Ⅶ. 投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県、その他の地域において、主として賃貸用倉庫等（土地を含む。）を有してあります。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
3,047	6,103

(注) 1 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 投資不動産の公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整したものを含む）により算定してあります。また、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額（実勢価格または査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によってあります。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,830円51銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 424円94銭 |

Ⅷ. 売上収益に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した売上収益とセグメント収益との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		国内自動車 関連事業	ヒューマン リソース事業	一般貨物事業	海外関連事業	合計
財・サービスの 種類別	役務の提供	71,204	23,766	6,786	3,947	105,704
	物品の販売	5	－	18	44,827	44,851
合計		71,209	23,766	6,805	48,775	150,556

(注) セグメント間の売上収益を除いた金額で表示しております。

なお、顧客との契約における履行義務の充足の時期の決定等については、「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事

項 5. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。また、その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2026年6月30日
契約資産	315
契約負債	170

契約資産は主に、報告日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は主に、債権管理等の観点から、役務の完了及び物品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高のうち、当連結会計年度に認識する収益の額に重要なものはありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。なお、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

Ⅸ. 企業結合に関する注記

当社は2026年4月10日付で、Auto Carrier(Thailand) Co., Ltd. (以下「ACT社」という)の株式を100%取得し、子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Auto Carrier(Thailand) Co., Ltd.

事業の内容 車両輸送、種子検査、PDI 他

② 取得日

2026年4月10日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った理由

当社は自動車流通における総合物流企業・サービスプロバイダーを目指して、祖業である車両輸送事業の拡大に加えて、M&Aも活用して自動車周辺事業・一般貨物事業・ヒューマンリソース事業・海外関連事業を拡大させてまいりました。

このたびの ACT社の株式取得は、タイ王国における車両輸送・種子検査・PDI などの実務基盤および顧客基盤を当社グループに取り込み、当社の車両輸送事業を始めとした知見を活かしたシナジー創出により、海外事業のさらなる拡大を推進してまいります。

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする持分の取得

(2)取得日現在における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	965
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	466
営業債権及びその他の債権	202
有形固定資産	404
その他の非流動資産	13
流動負債	44
非流動負債	49
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	992
負ののれん発生益(注)1	△15
為替換算調整勘定(注)2	△10

(注) 1. 負ののれん発生益15百万円は、取得対価の算定基準日から取得日までの間に純資産が増加したこと等により、結果として取得した純資産の公正価値が取得対価を上回っていたため発生しており、連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

(注) 2. 2026年4月1日を取得日とみなして連結範囲に含めております。2026年4月1日から2026年4月10日まで
の為替変動は、為替換算調整勘定として記載しております。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は、21百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4)取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)	
取得により支出した現金及び現金同等物	△965
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	466
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△499

(5) グループ業績への企業結合の影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度における当社グループの業績に与える影響は、重要性がないため開示しておりません。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						事故損失 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越 利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,390	3,204	396	3,600	179	123	391	3,267	21,246	25,207
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当				－					△2,632	△2,632
当 期 純 利 益				－					5,293	5,293
自 己 株 式 の 取 得				－						－
自 己 株 式 の 処 分			780	780						－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				－			△35		35	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－						－
事業年度中の変動額合計	－	－	780	780	－	－	△35	－	2,696	2,660
当 期 末 残 高	3,390	3,204	1,176	4,381	179	123	355	3,267	23,943	27,868

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△759	31,439	436	△584	△147	31,292
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△2,632			－	△2,632
当 期 純 利 益		5,293			－	5,293
自 己 株 式 の 取 得	△998	△998			－	△998
自 己 株 式 の 処 分	288	1,068			－	1,068
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－			－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	106	－	106	106
事業年度中の変動額合計	△710	2,731	106	－	106	2,837
当 期 末 残 高	△1,469	34,171	543	△584	△40	34,130

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外の

もの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 …………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額）とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括して費用処理しております。

(4) 株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主な役務の提供による収益は、新車及び中古車の輸送、自動車整備事業などにより計上されるものであります。

これらの取引のうち、原則として商品・保管物等の引き渡し時点において顧客がその支配を獲得し、履行義務を充足するものは、当該商品・保管物等を引き渡した時点で収益を認識しております。この他、一定期間にわたる役務の提供である請負契約取引などについては、原則として一定期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式及び出資金の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式及び出資金	9,626百万円	10,014百万円
関係会社出資金評価損	一百万円	158百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式について、取得価額をもって貸借対照表価額とし、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行う方針としております。当該実質価額の算定や回復可能性の判定は、主として将来の不確実性を伴う子会社及び関連会社の事業計画の合理性に関する経営者の判断に影響を受け、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,092百万円

2. 土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 2,552百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務は、次のとおりであります。

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 4,375百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 14,645百万円

(3) 関係会社に対する長期金銭債権 6,633百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高 2,073百万円

(2) 仕入高 38,759百万円

(3) 営業取引以外の取引高 2,304百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式（注1,2,3）	791,921	59	35,000	756,980

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 当事業年度末の普通株式に、株式給付信託（BBT、BBT-RS）が保有する当社株式601,300株が含まれております。

3 普通株式の自己株式の減少35,000株は、株式給付信託（BBT-RS）から取締役等に付与したポイントに応じた株式給付による減少35,000株であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	0百万円
賞与引当金	78百万円
未払事業税	37百万円
退職給付引当金	252百万円
長期未払金	125百万円
会員権評価損	17百万円
資産除去債務	47百万円
関係会社株式及び出資金評価損	107百万円
その他	93百万円
小計	761百万円
評価性引当額	△115百万円
繰延税金資産合計	645百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	163百万円
その他有価証券評価差額金	249百万円
前払年金費用	381百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	802百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△156百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	株式会社 ゼロ・プラス 関東	15	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送及び 輸送周辺 作業の委託	輸送業務 の委託等	15,696	買掛金	1,405
							リース料 の受取	708	リース 投資資産 (長期・短期)	4,026
子会社	荻田港海陸運送 株式会社	39	一般貨物事業	所有 直接 100.0	あり	輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預り	—	預り金	3,304
子会社	株式会社 ゼロ・プラス 九州	10	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送及び 輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預り	—	預り金	950
							リース料 の受取	118	リース 投資資産 (長期・短期)	608
子会社	株式会社 ゼロ・プラス 西日本	10	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送及び 輸送周辺 作業の委託	輸送業務 の委託等	8,337	買掛金	768
							CMSに よる資金 の預り	—	預り金	621
							リース料 の受取	201	リース 投資資産 (長期・短期)	1,301
子会社	株式会社 ゼロ・プラス 中部	10	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送及び 輸送周辺 作業の委託	輸送業務 の委託等	6,419	買掛金	593
							リース料 の受取	167	リース 投資資産 (長期・短期)	882
子会社	株式会社 ゼロ・プラス 東日本	9	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送及び 輸送周辺 作業の委託	リース料 の受取	116	リース 投資資産 (長期・短期)	623
子会社	株式会社ワール ドウィンドウズ	10	海外関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預け	—	預け金	800
子会社	株式会社 ジャパン・ リリーフ	83	ヒューマン リソース事業	所有 直接 100.0	あり	輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預り	—	預り金	3,367
子会社	株式会社ゼロ・ プラスIKEDA	10	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預り	—	預り金	751
子会社	株式会社 ソウイング	25	自動車 関連事業	所有 直接 100.0	あり	輸送周辺 作業の委託	CMSに よる資金 の預り	—	預り金	861

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社ゼロ・プラス関東、株式会社ゼロ・プラス西日本及び株式会社ゼロ・プラス中部との輸送業務取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。また、株式会社ゼロ・プラス関東、株式会社ゼロ・プラス九州、株式会社ゼロ・プラス西日本、株式会社ゼロ・プラス中部及び株式会社ゼロ・プラス東日本とのリース取引については、市場金利等を勘案して行われております。

荏田港海陸運送株式会社、株式会社ゼロ・プラス九州、株式会社ゼロ・プラス西日本、株式会社ジャパン・リリーフ、株式会社ゼロ・プラスIKEDA及び株式会社ソウイングからの預り金、株式会社ワールドウインドウズへの預け金は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、残高は随時変動するため取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。なお、利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

VII. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,031円15銭
2. 1株当たり当期純利益	315円29銭

VIII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、連結注記表「VIII. 売上収益に関する注記」に記載のとおりであります。

IX. 企業結合に関する注記

連結注記表「IX.企業結合に関する注記」の内容と同一であります。

X. 重要な後発事象に関する注記

会社分割

当社は2025年12月18日開催の取締役会において、当社が有する大型整備事業及び新車納車前整備事業を当社の連結子会社である株式会社ゼロ・プラス・メンテナンス（以下「ZPM」という）へ承継する会社分割（以下「本会社分割」という）を決議し、2026年7月1日を企業結合日として本会社分割を行いました。

1. 本会社分割の背景

当社グループは、経営効率化、事業ポートフォリオの最適化、並びに経営責任の明確化を目的として、事業再編を進めております。大型整備事業については、業務をZPMに集約し、体制の一元化と効率的な運営を実現します。また、新車納車前整備事業についても、同社に業務の一部を移管することで、整備業務の統合と運営体制の強化を図り、顧客サービスの向上とグループ全体の競争力強化を目指します。

2. 本会社分割の要旨

(1)取引の概要

①結合当事企業及びその事業の内容

被結合企業（分割会社）

名称：株式会社ゼロ

事業の内容：自動車を中心とする輸送、自動車の整備、中古車オークションの開催・運営、一般貨物輸送 他

結合企業（承継会社）

名称：株式会社ゼロ・プラス・メンテナンス

事業の内容：自動車整備に関する事業等

②企業結合日

2026年7月1日

③企業結合の法的形式

本会社分割について、分割会社である当社においては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、承継会社であるZPMにおいては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割に該当します。当社を分割会社とし、ZPMを承継会社とする吸収分割により行います。

④結合後企業の名称

株式会社ゼロ・プラス・メンテナンス

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。